

## 令和7年度第1回「インターネットを利用した高度管理医療機器に係る継続的研修」質問回答

**Q1. 薬剤師会様主催の継続研修は例年申し込みや実施のスケジュールは同様になりますか。また、公表は何月頃になりますか。**

→高度管理医療機器に係る継続研修は地区別薬事講習会との兼ね合いもあることから、例年 10 月下旬～11 月末までの間の 2 週間を目安に開催されております。申込等に関する案内はちば県薬誌 10 月号に掲載、同時に千葉県薬剤師会 HP に掲載されます。また、本研修会を担当している薬局機能委員会が開催する研修会のおよその年間スケジュールについて例年 4 月又は 5 月号のちば県薬誌にて案内しております。

**Q2. 添付文書情報閲覧のための符号の容器等への記載はテキストでは 2023 年 8 月からと記載されていますが、動画のスライドでは 2021 年 8 月からとなっていたと思います。どちらが正しいでしょうか？**

→2021 年 8 月に改正法が施行され同梱が原則廃止となり、経過措置が設けられ、2023 年 7 月末に経過措置が終了し同梱が廃止されております。どちらも間違ってはいないのですが、「～原則となった」というテキストの表現に合わせると、2021 年がより正確かと思います。次年度に修正するとの事です。(医療機器センターより)

**Q3. 各支援アプリの無料か有料かや、どうすればアプリを使用したプログラムを利用できる医療機関名がわかれれば知りたいです。**

→支援アプリについては日々新規のものが開発されていることもあり、料金及び利用施設については回答しかねます。(テキスト P126～P130 参照)近隣または連携機関等における利用状況については皆様の情報収集に委ねられますのでご了承ください。

**Q4. 薬局にてコンタクトレンズの販売を可能にするには、どのような手順が必要か？**

→コンタクトレンズの販売には高度管理医療機器等販売業の許可が必要です。販売管理者の設置も求められますが、これについては薬剤師が認められています。管轄する保健所・市役所へ申請してください。構造設備要件として①照明・換気が適切で清潔なこと②居住空間や不潔な場所から明確に区別されていること③衛生的に貯蔵する設備があることが求められます。申請に必要な書類は①営業所の平面図②登記事項証明書(法人の場合)③雇用証書(管理者が雇用されている場合)④管理者の資格証明書(講習修了書)となります。申請後、実地検査が行われ許可証が交付されます。